

## 平成27年12月定例会 付議事件一覧

平成27年12月1日現在

市長提出議案案件39件

(報告4件、条例17件、補正予算7件、単行11件)

委員会提出議案案件3件

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

### ◎通常審議分

#### ○ 報告案件 4件

			ページ
1	報告第41号	専決処分した事件の報告について	※
2	報告第42号	専決処分した事件の報告について	※
3	報告第43号	専決処分した事件の報告について	※
4	報告第44号	専決処分した事件の報告について	※

#### ○ 条例議案 17件

			ページ
5	議案第121号	都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
6	議案第122号	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	11
7	被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整備する必要があるため、それぞれの条例について所要の改正を行うもの 議案第123号 都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について 在職年数が5年未満の消防団員に対する退職報償金の支給を廃止するため、所要の改正を行うもの	25	
8	議案第124号 都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について 地方税法の改正に伴い、市税の徴収猶予制度に関する規定を設ける等のため、所要の改正を行うもの	29	
9	議案第125号 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、市において個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの	39	
10	議案第126号 都城市行政不服審査法施行条例の制定について 行政不服審査法の改正に伴い、市長が審査庁となる審査請求について、その裁決の客觀性及び公正性を高めるため、市長の附屬機関として都城市行政不服審査会を設置する等の必要な事項を定める条例を制定するとともに、行政不服審査会委員の報酬を定めるため、関係条例の改正を行うもの	49	

11	議案第127号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 行政不服審査法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの	55
12	議案第128号 都城市職員退職管理条例の制定について 地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの	59
13	議案第129号 都城市志和池福祉センター条例を廃止する条例の制定について 都城市志和池福祉センターの指定管理者である社会福祉法人都城市社会福祉協議会に当該センター建物を無償で譲渡することに伴い、条例を廃止するもの	63
14	議案第130号 都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の減免申請等の手続に当たり個人番号を利用するため、所要の改正を行うもの	67
15	議案第131号 都城市高城生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について 引用条例の条例番号等を整備するため、所要の改正を行うもの	71
16	議案第132号 都城市簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例の制定について 高野地区簡易水道事業の給水地区等を変更するため、所要の改正を行うもの	75
17	議案第133号 都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 高城運動公園内に建設中の屋内競技場の供用を平成28年6月1日から開始することに伴い、その使用料等を定めるため、所要の改正を行うとともに、関係条例の条文の整備を行うもの	79
18	議案第134号 都城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	
19	議案第135号 都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 道路法施行令及び宮崎県道路占用料徴収条例において規定されている占用料の額の一部が改定されたことに伴い、これに準じて占用料の額を改定するため、それぞれの条例について所要の改正を行うもの	87 99
20	議案第136号 都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 中央地区立体自動車駐車場への入場又は出場を24時間可能とするため、所要の改正を行うもの	103
21	議案第137号 都城市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数等の必要な事項を定めるため条例を制定するとともに、関係条例の改正及び廃止を行うもの	107

○ 予算議案 7件

ページ

22	議案第138号 平成27年度都城市一般会計補正予算（第5号）	※
23	議案第139号 平成27年度都城市食肉センター特別会計補正予算（第2号）	※

24	議案第140号	平成27年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※
25	議案第141号	平成27年度都城市農業集落下水道事業特別会計補正予算（第1号）	※
26	議案第142号	平成27年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※
27	議案第143号	平成27年度都城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	※
28	議案第144号	平成27年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	※

○ 単行議案 11件

ページ

29	議案第145号	財産の減額譲渡について	111
	30	旧都城市健康サービスセンター等の建物及び敷地（以下「譲渡物件」という。）を株式会社クリエイティブ・トゥエンティワンに、当該譲渡物件の鑑定評価額が1億4千100万円であるところ8千220万円に減額して譲渡することについて、議会の議決を求めるもの	
30	議案第146号	財産の処分について	119
	31 38	都城インター工業団地穂満坊地区の分譲地を菅公学生服株式会社に2億3千140万7千200円で売却することについて、議会の議決を求めるもの	
31 38	議案第147号 議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について（8議案） 公の施設の指定管理者の指定議案関係資料を参照	125 139
	39	議案第155号	
		和解の成立及び賠償金額の決定について	※

○ 委員会提出議案3件

ページ

40	議案第7号	都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	141
41	議案第8号	都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	147
42	議案第9号	平成27年7月31日付け宮崎地方検察庁の処分通知に対する審査申し立てに関する決議案	155

議案第 121 号

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年条例第 60 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 2 日提出

都城市長 池田 宣永



# 都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

次のよう～別紙1

附則第5条第2項の表を次のように改める。

次のよう～別紙2

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の都城市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

4 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。) 又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条に規定する年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条に規定する年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

別紙 1

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害 厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法 律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則 第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成 24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済 年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年 金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（ 同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以 下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について 障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」とい う。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に 規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一 元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。 ）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第 34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87 条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金 (以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金た る保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法 による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金た る保険給付のうち障害年金（以下「新規保険による障 害年金」という。）	0.89

	る給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。） 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。） 旧船員保険法による障害年金 旧厚生年金保険法による障害年金 旧国民年金法による障害年金	0.73 0.83 0.88 0.74 0.74 0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。） 遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に	0.80 0.84 0.88

規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金た0.80 る保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金た0.80 る保険給付のうち遺族年金	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金た0.90 る給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡 婦年金	



別紙2

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89



議案第122号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

次のように～別紙1

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

次のように～別紙2

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

次のように～別紙3

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚	0.88

生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

### (経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の都城市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

別紙1

1 傷病補償年金（第18条の 2に規定する公務上の災害 に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第11 5号）による障害厚生年金又は被用 者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する 法律（平成24年法律第63号。以下こ の表及び次項の表において「平成24 年一元化法」という。）附則第41条 第1項の規定による障害共済年金若 しくは平成24年一元化法附則第65条 第1項の規定による障害共済年金 (以下「障害厚生年金等」とい う。) 及び国民年金法（昭和34年法 律第141号）による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害 基礎年金を除く。以下この表、次項 の表及び第5項の表において「障害 基礎年金」という。)	0.73
2 傷病補償年金（第18条の 2に規定する公務上の災害 に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又 は第2級の傷病 等級に該当する 障害に係る傷病 補償年金にあつ ては、0.81)
3 障害補償年金（第18条の 2に規定する公務上の災害 に係るものを除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金（第18条の 2に規定する公務上の災害 に係るものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又 は第2級の障害 等級に該当する

		障害に係る障害 補償年金にあつ ては、0.81)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

別紙2

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90）

	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの�除く。）	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.83 0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.88） 0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの除外。）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第	0.84 0.88

	79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92



別紙3

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92）

3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92）
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものと除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80

	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93



議案第123号

都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員退職報償金支給条例（平成18年条例第259号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

都城市消防団員退職報償金支給条例（平成 18 年条例第 259 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1 年以上」を「5 年以上」に改める。

第 8 条第 1 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表中 1 年以上 2 年未満の項から 4 年以上 5 年未満の項までを削り、5 年以上 6 年未満の項を次のように改める。

5 年以上 6 年未満	円 239,000	円 229,000	円 219,000	円 214,000	円 204,000	円 200,000
----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 124 号

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市税条例等の一部を改正する条例

### (都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

#### (徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月又は市長が指定する月における分割納付又は分割納入とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

#### (徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項と

する。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2

号から第5号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月又は市長が指定する月における分割納付又は分割納入とする。

2 前条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
  - (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月又は市長が指定する月における分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第5号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第51条第1項第4号中「公益財団法人」の次に「並びに法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等で収益事業を行わない者」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第71条第2項各号列記以外の部分、第89条第2項各号列記以外の部分、第90条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第139条の3第2項各号列記以外の部分中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第10条の2中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

（都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 都城市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち都城市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「（）」の次に「以下この号及び」を、「（）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「（）」の次に「以下この号において同じ。」を、「（）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」及び「（平成25年法律第27号）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の都城市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後的地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第51条第1項第4号の規定は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項の規定中個人の市民税については、平成28年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第51条第2項の規定中法人の市民税については、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の

法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第71条第2項の規定は、平成28年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例第89条第2項及び新条例第90条第2項の規定は、平成28年度分以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第139条の3第2項の規定は、平成28年度分以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成27年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。



議案第 125 号

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について

都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を  
別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宣永



## 都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

### (市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

### (個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 2 第13項の規定 平成28年 4 月 1 日

(2) 次に掲げる規定 法附則第 1 条第 5 号に定める日

ア 第 4 条第 2 項ただし書及び同条第 3 項ただし書

イ 別表第 1 第 1 項及び同表第 4 項

ウ 別表第 2 第 1 項、同表第 2 項特定個人情報の欄中乳幼児医療費助成関係情報及び母子父子家庭医療費助成関係情報の部分、同表第 4 項並びに同表第 7 項特定個人情報の欄中乳幼児医療費助成関係情報及び母子父子家庭医療費助成関係情報の部分

別表第1（第4条関係）

市の執行機関	事務
1 市長	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱（平成27年度告示第231号）による外国人の生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	都城市単独住宅条例（平成18年条例第247号）による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	都城市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例

		の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）及び都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	都城市外国人に対する生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉	

		法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市乳幼児医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。）、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報（以下「単独住宅関係情報」という。）及び母子父子家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、乳幼児医療費助成関係情報及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、単独住宅関係情報及び母子父子家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	
8 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
9 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
10 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

		への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
11 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
12 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
13 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
14 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

16 市長	介護保険法による保険 給付の支給、地域支援 事業の実施又は保険料 の徴収に関する事務で あって規則で定めるも の	外国人生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
17 市長	障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律によ る自立支援給付の支給 又は地域生活支援事業 の実施に関する事務で あって規則で定めるも の	生活保護関係情報、地方税関係情報、 中国残留邦人等支援給付等関係情報及 び外国人生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
18 市長	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) による子どものた めの教育・保育給付の 支給又は地域子ども・ 子育て支援事業の実施 に関する事務であって 規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則 で定めるもの

議案第 126 号

都城市行政不服審査法施行条例の制定について

都城市行政不服審査法施行条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市行政不服審査法施行条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (手数料及び費用負担)

第2条 法第38条第4項及び法第78条第4項の手数料は、無料とする。

2 法第38条第1項又は法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別に市長が定めるところにより、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

### (都城市行政不服審査会の設置)

第3条 法第43条第1項に規定する諮問に応じて調査審議させるため、法第81条第1項に基づき、都城市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (組織)

第4条 審査会は、委員3人で組織する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

### (会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

### (専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催し、及び議決することができない。
- 4 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部において所掌する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(準備行為)
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法及びこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 4 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	日額 7,000円	同上
-----------	-----------	----



議案第 127 号

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例の一部改正)

第1条 都城市固定資産評価審査委員会の審査等に関する条例（平成18年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面」を「代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証明する書面」に改める。

(都城市行政手続条例の一部改正)

第2条 都城市行政手続条例（平成18年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の5第2項中「（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(都城市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

## 附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。



議案第128号

都城市職員退職管理条例の制定について

都城市職員退職管理条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田宜永



## 都城市職員退職管理条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関する必要な事項を定めるものとする。

### (再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるものほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

### (任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

### (公表)

第4条 任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、規則に定める事項を公表するものとする。

(過料)

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第129号

都城市志和池福祉センター条例を廃止する条例の制定について

都城市志和池福祉センター条例（平成18年条例第141号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市志和池福祉センター条例を廃止する条例

都城市志和池福祉センター条例（平成18年条例第141号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第130号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市介護保険条例の一部を改正する条例

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

## 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。



議案第 131 号

都城市高城生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

都城市高城生涯学習センター条例（平成 20 年条例第 61 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市高城生涯学習センター条例の一部を改正する条例

都城市高城生涯学習センター条例（平成 20 年条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 18 年条例第 268 号」を「平成 21 年条例第 20 号」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「次に定めるとおり」に改める。

第 7 条第 2 項第 2 号中「滅失し、又は損傷する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改め、同条第 3 項中「許可について」を「許可に」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 132 号

都城市簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市簡易水道事業等設置条例（平成 18 年条例第 130 号）の一部を改正する  
条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例

都城市簡易水道事業等設置条例（平成18年条例第130号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

都城市高野町の一部	440人	154立方メートル
都城市山之口町花木・富吉及び山之口の一部	4,200人	1,335立方メートル

を

」

「

都城市高野町の一部及び美川町の一部	351人	149立方メートル
都城市山之口町花木、富吉の一部及び山之口の一部	4,200人	1,335立方メートル

に、

」

「

都城市山之口町山之口の一部
都城市高城町有水の一部

を

都城市山之口町山之口の一部
及び高城町有水の一部

に改める。

」

」

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第 133 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 1 日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市都市公園条例の一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「滅失し、又は損傷する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

第14条第1号中「損傷し、又は汚損する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

別表第1の6 高城運動公園の運動施設を利用する場合(2) 総合体育館の表中

「

放送設備	1回	1,000円	同上
照明設備	1時間	300円	同上

を

」

「

照明設備	同上	300円	同上
------	----	------	----

に、

」

「

シャワー室	1人1回	100円	同上
-------	------	------	----

を

」

「

放送設備	1回	1,000円	同上
シャワー室	1人1回	100円	同上

に改める。

」

別表第1の6 高城運動公園の運動施設を利用する場合に次の1表を加える。

### (7) 屋内競技場

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料
競技場 (フットサル)	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合	高校生以下
コート			
1面当たり			

					じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	大人	同上	1,200円	同上	
入場料を徴収する場合	高校生	同上	1,800円	同上	
	以下				
	大人	同上	3,600円	同上	
アマチュア アスキー ツ以外	入場料を徴収しない場合	同上	7,200円	同上	
	入場料を徴収する場合	同上	21,600円	同上	
	照明設備	同上	900円	同上	
放送設備		1回	1,000円	同上	
シャワー室		1人1回	100円	同上	
会議室	室利用	1時間	100円	同上	
	照明設備	同上	100円	同上	
	冷暖房設備	同上	100円	同上	

別表第4の1 第10条第1項各号に掲げる行為をする場合の表中「〃」を「同上」に改める。

別表第4の2 公園施設を設ける場合の表中「〃」を「同上」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の6 高城運動公園の運動施設を利用する場合に1表を加える改正規定については、平成28年6月1日

から施行する。

(準備行為)

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、改正後の都城市都市公園条例別表第1の6高城運動公園の運動施設を利用する場合(7)屋内競技場の表の適用を受ける施設の利用に係る準備行為は、公布の日から行うことができる。

(都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正)

- 3 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「滅失し、又は損傷する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

第13条第1号中「損傷し、又は汚損する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。



議案第133号関係資料

都使審第11号  
平成27年10月27日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会

会長 鶴田 勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成27年10月13日付け都財第424号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市道路占用料条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。

2 高城運動公園屋内競技場使用料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり改定することが適当である。

審議会委員

会長 鶴田 勝  
委員 永野 修一郎  
有馬 妙子  
倉吉 悅子  
岩井 沙弥花

[別表 1]

## 都城市道路占用料（別表（第2条関係）～抜粋）

占用物件			単位	占用料（円）
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
	建築物			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額

[別表 2]

## 高城運動公園屋内競技場使用料

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料	
競技場（ フットサ ルコート 1面当たり）	アマチュア スポーツ	入場料を徴収し ない場合	高校生以下	1時間	600円	
			大人	1時間	1,200円	
		入場料を徴収す る場合	高校生以下	1時間	1,800円	
	アマチュア スポーツ以 外	大人	1時間	3,600円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使 用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
		入場料を徴収しない場合	1時間	7,200円		
		入場料を徴収する場合	1時間	21,600円		
照明設備			1時間	900円		
放送設備			1回	1,000円		
シャワー室			1人1回	100円		
会議室	室利用		1時間	100円		
	照明設備		1時間	100円		
	冷暖房設備		1時間	100円		

## 備考

単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する。

議案第134号

都城市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



都城市道路占用料条例の一部を改正する条例

都城市道路占用料条例（平成18年条例第216号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

次のよう～別紙

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



別紙

別表（第2条関係）

占用物件	単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年 650
	第2種電柱	同上 1,000
	第3種電柱	同上 1,400
	第1種電話柱	同上 580
	第2種電話柱	同上 930
	第3種電話柱	同上 1,300
	電柱又は電話柱以外の柱類	同上 58
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 6
	地下電線その他地下に設ける線類	同上 3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 570
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 350
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 1,200
	郵便差出箱	同上 490
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 890
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 1,200
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	同上 35

外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	同上	52
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同上	70
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	同上	100
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同上	140
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同上	240
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同上	350
外径が1メートル以上のもの	同上	700
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び階数が1のもの 地下室	近傍類似の土地の固定資産税評価額（以下「A」という。）に0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
上空に設ける通路	同上	440
地下に設ける通路	同上	270

	その他のもの	同上	1,200	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	9	
	その他もの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	89	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるも	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	89
	。）第7条第1号に掲げる物件	その他もの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	890
	旗（旗）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	9
		その他もの	1 本につき 1 月	89
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	9
		その他もの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	89
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	890
		その他もの	同上	440
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき 1月	89
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	同上	120
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき Aに0.017を乗じて得た額 1年
	上空に設けるもの	同上 Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	同上 Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	同上 Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの	同上 Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	同上 Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	同上 Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	同上 Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの	同上 Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	同上 Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	同上	Aに0.028を乗じて得た額

## 備考

- 1 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 「表示面積」とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいう。



議案第134号関係資料

都使審第11号  
平成27年10月27日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会

会長 鶴田 勝

使用料等の額の制定について（答申）

平成27年10月13日付け都財第424号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 都城市道路占用料条例の一部改正について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。

2 高城運動公園屋内競技場使用料の制定について

審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表2]のとおり改定することが適当である。

審議会委員

会長 鶴田 勝  
委員 永野 修一郎  
有馬 妙子  
倉吉 悅子  
岩井 沙弥花

[別表 1]

## 都城市道路占用料（別表（第2条関係）～抜粋）

占用物件			単位	占用料（円）
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.007を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
	建築物			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額

[別表 2]

## 高城運動公園屋内競技場使用料

区分			単位	基礎額	単位当たりの使用料	
競技場（ フットサ ルコート 1面当たり）	アマチュア スポーツ	入場料を徴収し ない場合	高校生以下	1時間	600円	
			大人	1時間	1,200円	
		入場料を徴収す る場合	高校生以下	1時間	1,800円	
	アマチュア スポーツ以 外	大人	1時間	3,600円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使 用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
		入場料を徴収しない場合	1時間	7,200円		
		入場料を徴収する場合	1時間	21,600円		
照明設備			1時間	900円		
放送設備			1回	1,000円		
シャワー室			1人1回	100円		
会議室	室利用		1時間	100円		
	照明設備		1時間	100円		
	冷暖房設備		1時間	100円		

## 備考

単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する。

議案第 135 号

都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成 18 年条例第 217 号）の一部を  
改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 2 日提出

都城市長 池田 宣永



都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

都城市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年条例第217号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

単位	金額（円）
1本につき1年	690
〃	1,100
〃	1,400
〃	620
〃	990
〃	1,400
〃	62
1個につき1年	1,200
1平方メートル につき1年	390
〃	1,200
〃	70
表示面積1平方 メートルにつき 1年	1,600
1平方メートル につき1年	1,200
〃	38

を

単位	金額（円）
1本につき1年	650
同上	1,000
同上	1,400
同上	580
同上	930
同上	1,300
同上	58
1個につき1年	1,200
1平方メートル につき1年	390
同上	1,200
同上	70
表示面積1平方 メートルにつき 1年	890
1平方メートル につき1年	1,200
同上	38

に改め、

」 】

同表備考1中「第1種電柱」を「「第1種電柱」」に、「第2種電柱」を「「第2種電柱」」に、「第3種電柱」を「「第3種電柱」」に改め、同表備考2中「第1種電話柱」を「「第1種電話柱」」に、「第2種電話柱」を「「第2種電話柱」」に、「第3種電話柱」を「「第3種電話柱」」に改め、同表備考4中「原形占用地」を「「原形占用地」」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備

考3の次に次のように加える。

4 「表示面積」とは、広告等又は看板の表示部分の面積をいう。

別表第2中

「

単位	金額
1 立方メートル	129円
同	107円
同	154円
同	154円
1 個	65円
同	107円

「

を

単位	金額（円）
1 立方メートル	129
同上	107
同上	154
同上	154
1 個	65
同上	107

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第136号

都城市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

都城市駐車場条例（平成18年条例第227号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市駐車場条例の一部を改正する条例

都城市駐車場条例（平成18年条例第227号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第3条中第2項及び第3項を削る。

第13条第3号及び第14条第1項第2号中「滅失し、又は損傷する」を「汚損し、損傷し、又は滅失する」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

駐車区分	1台当たりの利用料金
一般駐車	1時間までごとに200円（午後6時から翌日午前8時までの利用における1回当たりの利用料金の額は、1,000円を上限とする。）
定期駐車	日を単位として駐車を許可する場合
	月を単位として駐車を許可する場合

### 備考

- 1 一般駐車とは、第9条第1項本文に規定する利用をいう。
- 2 利用料金には、消費税及び地方消費税の額を含む。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



議案第137号

都城市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

都城市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宣永



## 都城市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項に規定する農業委員の定数は、24人とし、同法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数は、40人とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
(都城市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)
- 2 都城市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（平成18年条例第170号）は、廃止する。  
(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)
- 3 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を、次のように改正する。

第2条第1項第2号の表中

「

農業委員会長	月額 111,000円	同上
会長職務代理者	月額 74,000円	同上
委員	月額 62,000円	同上
固定資産評価員	月額 122,000円	同上
武道館管理指導委員	月額 26,000円	旅費支給条例に規定する一般職の職員に支給される額に相当する額

を

」

「

固定資産評価員	月額 122,000円	同上
農業委員会長	月額 111,000円	同上

会 に 」	会長職務代理者	月額 74,000円	同上
	委員	月額 62,000円	同上
	農地利用最適化推進委員	月額 62,000円	旅費支給条例に規定する一般職の職員に支給される額に相当する額
	武道館管理指導委員	月額 26,000円	同上

改める。

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

1 謙渡する物件の表示

(1) 土地の所在地 都城市大岩田町5822番3外1筆  
(別紙土地明細書のとおり)

地目 宅地

地積 18, 674.35m<sup>2</sup>

(2) 建物の所在地 都城市大岩田町5822番地3  
(別紙建物等明細書のとおり)

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建外

延床面積 3, 333.27m<sup>2</sup>

2 謙渡する物件の鑑定評価額 141, 000, 000円

うち土地分 66, 000, 000円

建物分 75, 000, 000円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 謙渡の金額 82, 200, 000円

うち土地分 66, 000, 000円

建物分 16,200,000円  
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 謙渡の相手方 東京都世田谷区中町五丁目18番8号  
株式会社クリエイティブ・トゥエンティワン

5 減額謙渡の理由  
株式会社クリエイティブ・トゥエンティワンが統括する学校法人都城コア学園は、昭和63年に公私協力方式によって開校して以来、若年層の地元定着や人材輩出などの面で都城圏域の発展に大きく寄与してきた実績がある。今般の新たな医療系専門学校（理学療法士養成施設）の設置は、本圏域でもニーズの高い医療従事者的人材養成施設であり、地方創生で掲げる若年層の転出抑制や教育環境の充実に資する取組であることから、当該財産を減額謙渡するものである。

別紙

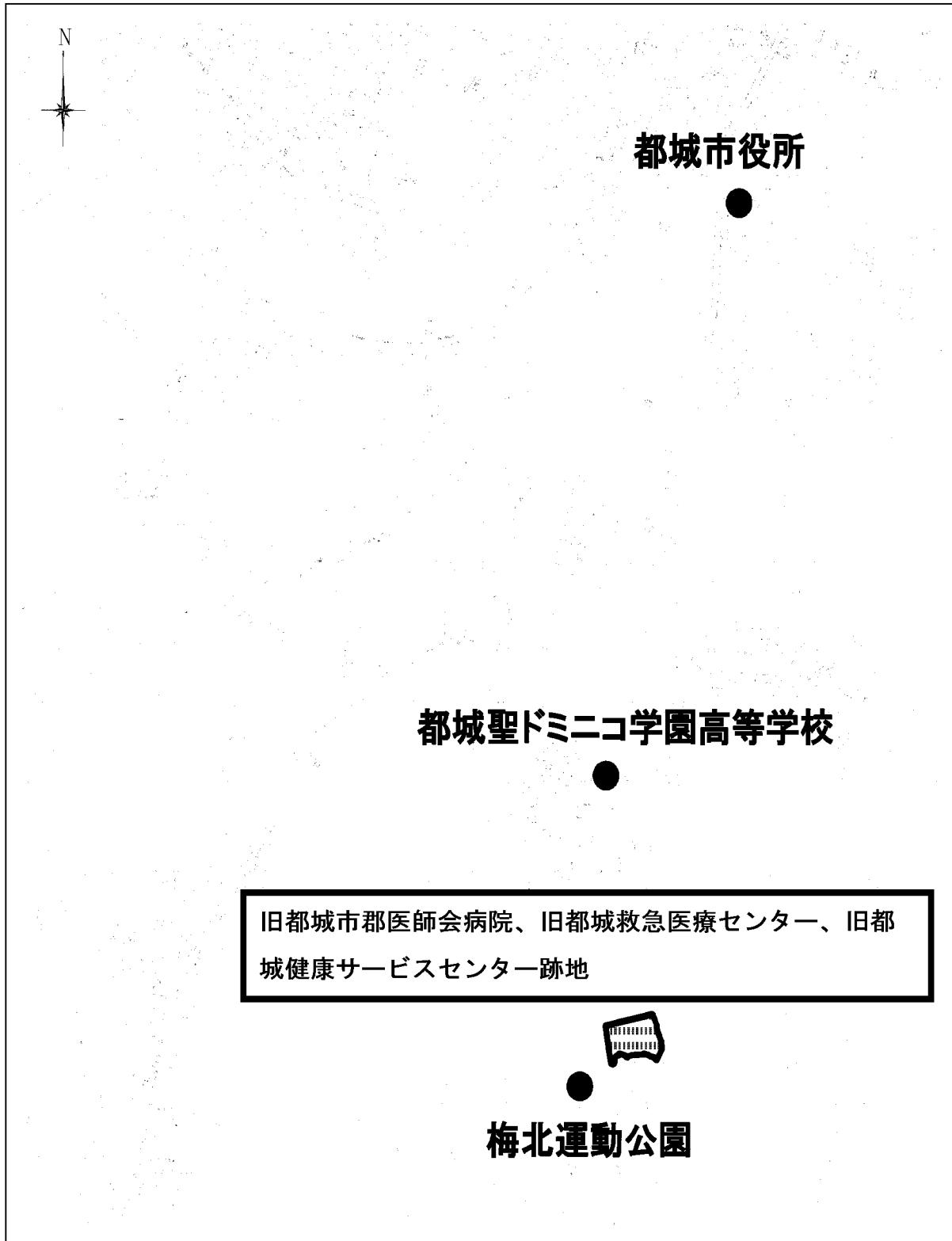
土地明細書

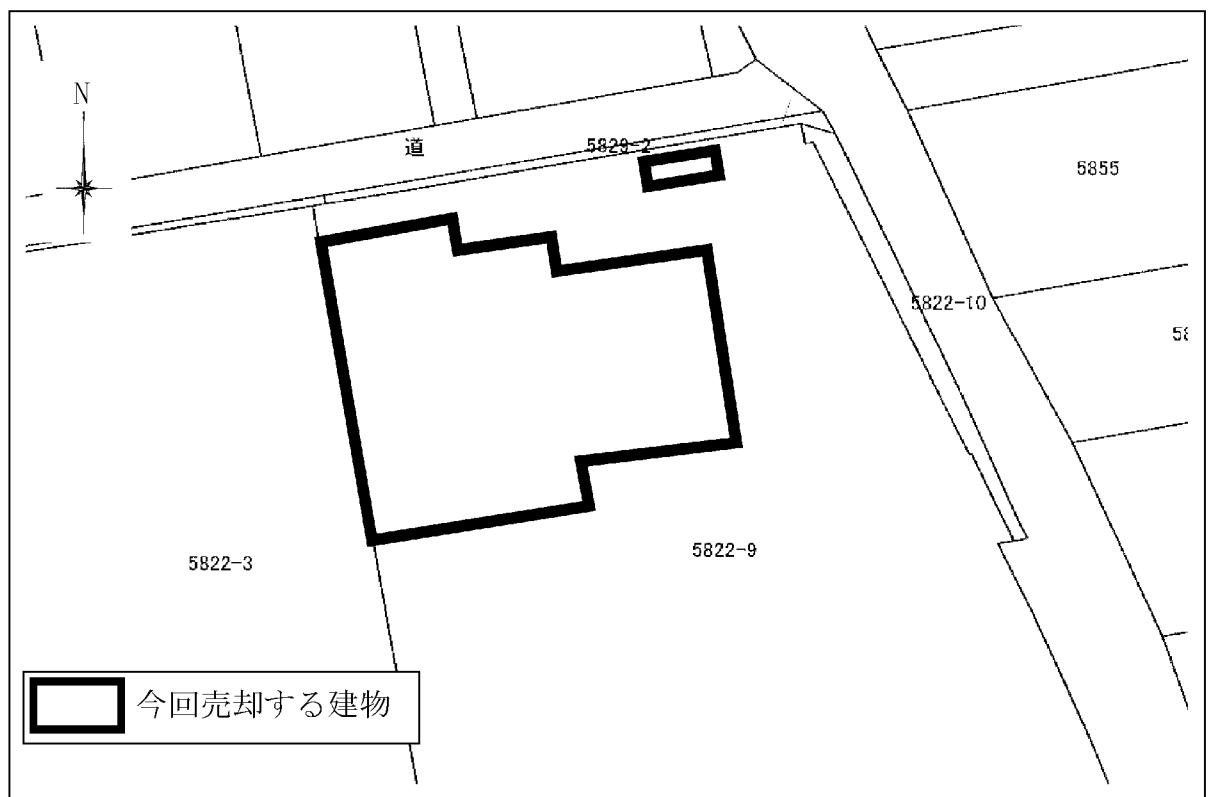
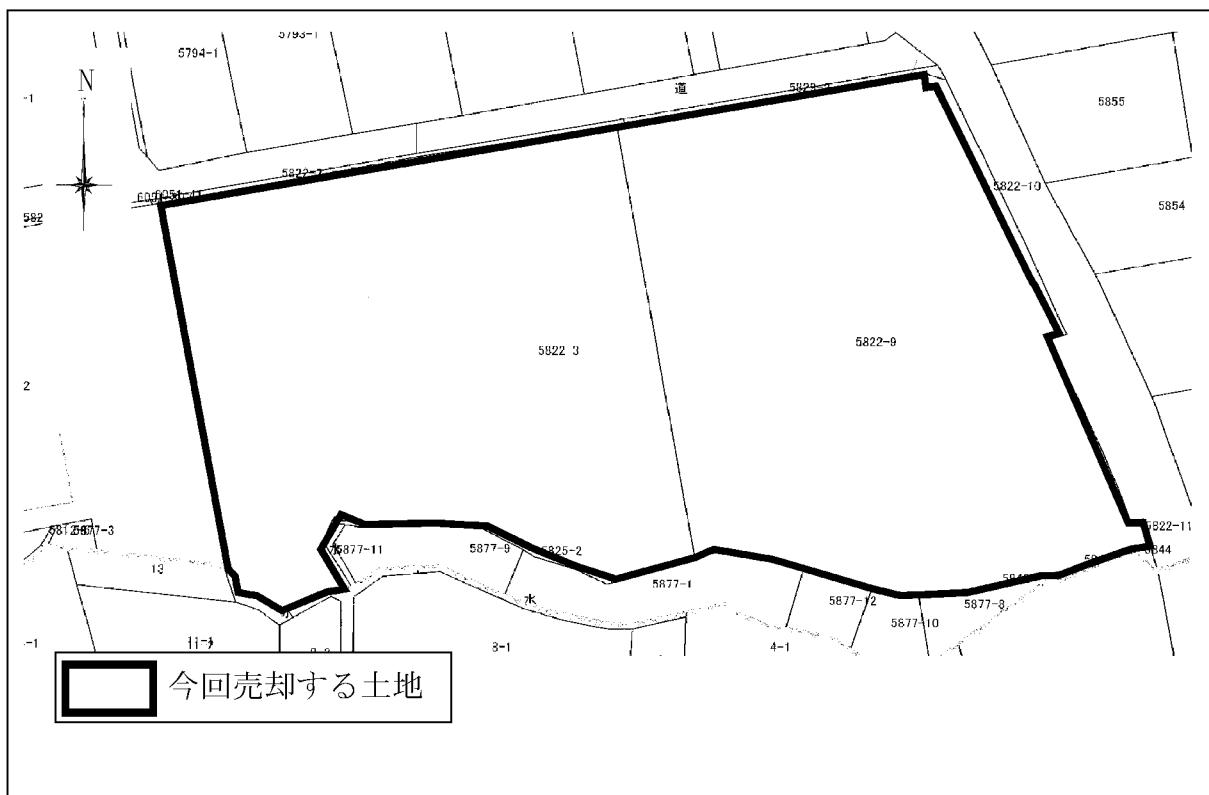
所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
都城市大岩田町5822番3	宅 地	9, 244. 17
都城市大岩田町5822番9	宅 地	9, 430. 18

建物等明細書

所 在 地	構 造	面 積 (m <sup>2</sup> )
都城市大岩田町5822番地3	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建(本体)	3, 299. 97
	鉄筋コンクリート造 鉄板葺平家建(倉庫)	33. 30
売買物件の土地上に存在する上記建物以外の建物及び工作物等		







## 事業者概要

- 1 事 業 者 名 株式会社クリエイティブ・トゥエンティワン
- 2 代 表 者 代表取締役社長 児玉 隆次
- 3 本 社 所 在 地 東京都世田谷区中町五丁目18番8号
- 4 設 立 年 月 日 平成2年5月1日
- 5 資 本 金 50,000千円
- 6 事 業 内 容 専門学校の管理、運営に関する指導及びコンサルタント業務、通信教育による学習指導、学習塾の経営、教材の販売 など
- 7 従 業 員 数 10人
- 8 沿 革 平成 2年 5月 会社設立  
平成23年 7月 本社移転

## 取得後の土地利用計画

株式会社クリエイティブ・トゥエンティワンは、本件土地及び建物を取得後、学校法人都城コア学園（宮崎県都城市吉尾町77番地8）に賃貸し、学校法人都城コア学園は、学校教育法に基づく専修学校としての医療系専門学校（理学療法士養成施設）を平成30年4月に開校する予定

## 事業計画概要

- 1 事業所名 (仮称) 学校法人都城コア学園 理学療法士養成施設  
(学校教育法に基づく専修学校)
- 2 代表者名 理事長 児玉 隆次
- 3 事業所設置場所 都城市大岩田町5822番地3
- 4 事業所概要 敷地地積 18,674.35m<sup>2</sup>  
延床面積 3,333.27m<sup>2</sup>
- 5 設備投資額 263,000千円（土地及び建物の取得費を除く。）
- 6 事業内容 医療系専門学校の設置及び運営  
旧都城市郡医師会病院の建物を取り壊したのちに、旧都城健康サービスセンターの建物と両施設の敷地を購入し、理学療法士養成施設を設置し、運営する。
- 7 新規雇用者数 10人（最終雇用予定数）
- 8 操業計画 平成29年 2月 理学療法士養成施設設置計画書等を宮崎県知事に提出  
平成29年 4月 建物改築工事着手  
平成29年 7月 理学療法士養成施設指定申請書を宮崎県知事に提出  
平成30年 3月 宮崎県知事から理学療法士養成施設許可等を受ける予定  
平成30年 4月 開校

議案第146号

財産の処分について

次のとおり土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項及び都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第63号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永

1 処分する土地の表示

土 地 の 所 在 地	地 目	地 積
都城市高城町穂満坊字間ヶ塚237番7	宅地	20, 772. 16 m <sup>2</sup>
都城市高城町穂満坊字真米田518番15	宅地	2, 368. 56 m <sup>2</sup>

2 契約の金額 231, 407, 200円

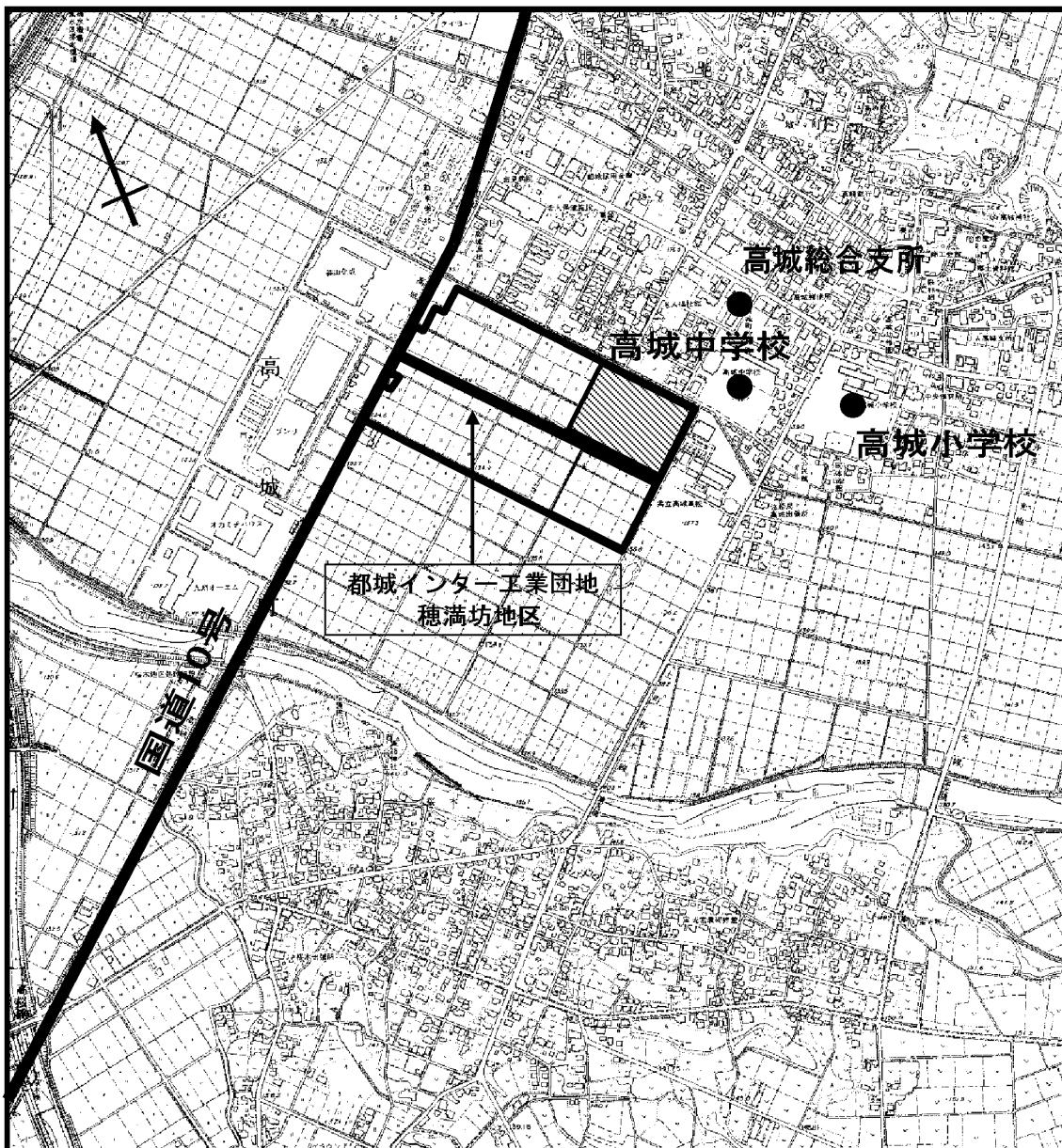
3 処分の相手方 岡山県倉敷市児島田の口三丁目10番25号

菅公学生服株式会社

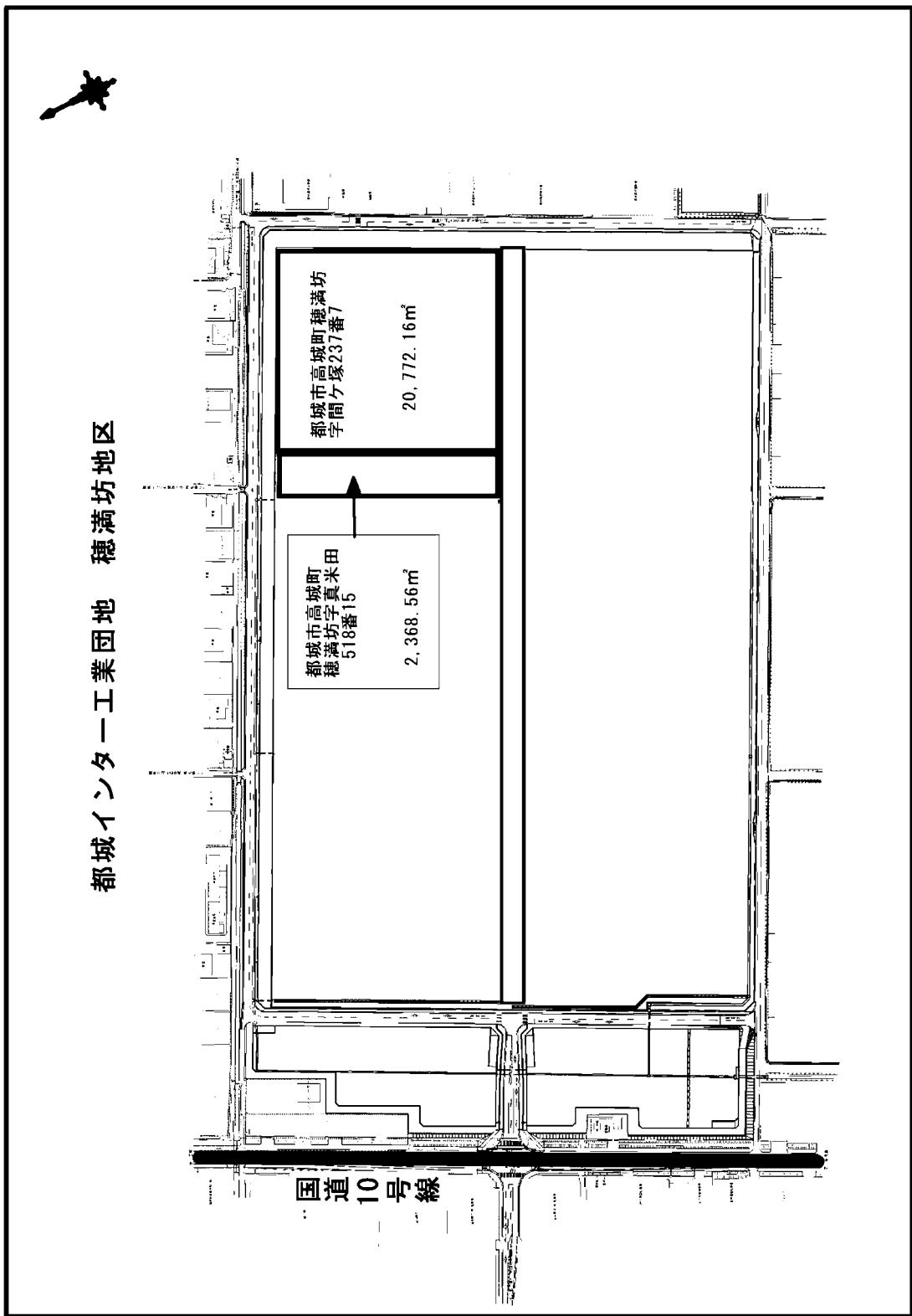


議案第146号関係資料

【位置図】



都城インター工業団地 穂満坊地区



## 会社概要

- 1 企 業 名 菅公学生服株式会社
- 2 代 表 者 名 代表取締役 尾崎 茂
- 3 本 社 所 在 地 岡山県倉敷市児島田の口三丁目10番25号
- 4 設 立 年 月 日 昭和37年12月8日
- 5 資 本 金 1億円
- 6 事 業 内 容 学生衣料、体育衣料等の製造販売
- 7 従 業 員 数 1,366人（平成27年9月現在）
- 8 沿 革 安政元年 岡山県倉敷市田の口に綿糸の卸業を創業  
昭和37年 尾崎商事株式会社を設立  
昭和39年 鳥取県米子市に縫製工場を建設  
昭和45年 宮崎県都城市に縫製工場を建設  
昭和55年 都城工場第二倉庫を建設  
平成17年 岡山市北区駅元町15番1号に本社機能を移転  
平成25年 尾崎商事株式会社から菅公学生服株式会社へ商号変更

## 土地利用計画

菅公学生服株式会社は、本件土地を菅公アパレル株式会社（本社：都城市高城町有水字田辺1941番地の8、従業員数71人、資本金300万円）に賃貸し、菅公アパレル株式会社は、当該土地に学生スラックスの製造及び縫製加工を行う工場を建設し、平成29年6月から操業を開始する。

## 進出計画概要

- 1 事業所名 菅公アパレル株式会社 高城工場
- 2 代表者名 代表取締役 尾崎 茂
- 3 立地支援企業 菅公学生服株式会社
- 4 資本金 300万円
- 5 工場設置場所 都城市高城町穂満坊字間ヶ塚237番7、穂満坊字真米田518番15
- 6 工場概要 敷地地積 23,140.72m<sup>2</sup>  
延床面積 3,150.00m<sup>2</sup>
- 7 設備投資額 4億円
- 8 新規雇用者数 51人
- 9 事業内容 学生スラックスの製造及び縫製加工
- 10 生産高 1億7,000万円（平成28年8月～平成29年7月）  
1億9,000万円（平成29年8月～平成30年7月）
- 11 操業計画 工事着手予定 平成28年 1月  
工事完了予定 平成28年11月  
操業開始予定 平成29年 6月

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項並びに都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）第4条第1項、都城市高城勤労青少年ホーム条例（平成18年条例第357号）第4条第1項、都城市地区体育館条例（平成18年条例第283号）第5条第1項、都城市農村環境改善センター条例（平成18年条例第358号）第5条第1項及び都城市多目的研修集会施設条例（平成18年条例第190号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城運動公園、都城市高城勤労青少年ホーム、都城市石山体育センター、都城市高城農村環境改善センター及び都城市高城多目的研修集会施設

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人高城スポーツクラブ

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市養護老人ホーム条例（平成18年条例第129号）第7条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高崎養護老人ホームたちはな荘

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人豊の里

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例（平成18年条例第211号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市チャレンジショップ及び都城市活性化広場

2 指定管理者となる団体の名称

協同組合都城オーバルパティオ

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市カンガエールプラザ条例（平成18年条例第349号）第4条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市カンガエールプラザ

2 指定管理者となる団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市高城地域交流センター条例（平成18年条例第361号）第4条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城地域交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社サクラドリームゲート

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市高城横原地区コミュニティセンター条例（平成27年条例第41号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城横原地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

都城市高城地区第5自治公民館

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市高城原ふれあいスポーツ館条例（平成27年条例第42号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高城原ふれあいスポーツ館

2 指定管理者となる団体の名称

都城市高城地区第1自治公民館

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び都城市ふれあい武道館条例（平成27年条例第43号）第5条第1項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市ふれあい武道館

2 指定管理者となる団体の名称

都城市高城地区第8自治公民館

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年12月1日提出

都城市長 池田 宜永



委員会提出議案第 7 号

都城市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 議会運営委員会委員長 西川 洋史

都城市議會議長 永山透様

（提案理由）

市政に関する課題や政策等について、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議の場として、議員で構成する議員立法審議会の設置規定を設けることに伴い、所要の改正を行うもの。



## 都城市議会基本条例の一部を改正する条例

都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「政策討論会」を「議員立法審議会」に改める。

「第5章　自由討議と政策討論会」を「第5章　自由討議と議員立法審議会」に改める。

第16条を次のように改める。

（議員立法審議会）

第16条　議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



●都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>都城市議会基本条例 平成25年3月13日 条例第2号</p> <p>前文から第4章までの目次 略 第5章 自由討議と政策討論会（第15条・第16条） 第6章から附則までの目次 略 第1条から第14条まで 略 <u>第5章 自由討議と政策討論会</u></p> <p>第15条 略 (政策討論会)</p> <p>第16条 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるとときは、議員間の討議を行いう場として、議員で構成する政策討論会を開催することができます。</p> <p>第17条から第27条まで 略</p>	<p>都城市議会基本条例 平成25年3月13日 条例第2号</p> <p>前文から第4章までの目次 略 第5章 自由討議と議員立法審議会（第15条・第16条） 第6章から附則までの目次 略 第1条から第14条まで 略 <u>第5章 自由討議と議員立法審議会</u></p> <p>第15条 略 (議員立法審議会)</p> <p>第16条 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるとときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができる。</p> <p>第17条から第27条まで 略</p>



委員会提出議案第 8 号

都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び都城市議会会議規則（平成 18 年都議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 12 月 1 日

提出者 議会運営委員会委員長 西川 洋史

都城市議會議長 永山透様

（提案理由）

市政に関する課題や政策等について、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議の場として、議員で構成する議員立法審議会の設置規定を設けることに伴い、所要の改正を行うもの。



## 都城市議会会議規則の一部を改正する規則

都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第163条第1項の表に次のように加える。

議員立法審議会	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例制定の原案作成を行うこと。 (2) 前号に掲げる業務に係る調査及び研究を行うこと。	議員 全議員（全体会）	座長（議題提案を行った会派に属する議員） 議長（全体会）
---------	---	----------------	---------------------------------

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



●都城市議会議規則（平成18年議会規則第1号）新旧対照表

	現行	改正後（案）
	<p>（協議又は調整を行ったための場）</p> <p>第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し、協議又は調整を行ったための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p>	<p>（協議又は調整を行ったための場）</p> <p>第163条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し、協議又は調整を行ったための場（以下「協議等の場」という。）を、次表のとおり設ける。</p> <p><u>【別記1 参照】</u></p> <p>2 前項に定めるものほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が定める。</p>

【別記1】

現行 名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	<p>(1) 付議事件中、市政の重要な案件に関し、執行機関による説明を聴取し、又は協議等を行うこと。</p> <p>(2) 議会運営委員会の所管事項中、重要な案件に関し、当該委員会の求めに応じて実質的協議等を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項に関し、協議等を行うこと。</p>	全議員	議長
会派代表者会	<p>(1) 議会運営委員会の所管事項中、重要な案件に関し、当該委員会の求めに応じて実質的協議等を行うこと。</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項に関し、協議等を行うこと。</p>	議長・副議長 会派代表者	議長
改正後（案） 名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	<p>(1) 付議事件中、市政の重要な案件に関し、執行機関による説明を聴取し、又は協議等を行うこと。</p> <p>(2) 議会運営委員会の所管事項中、重要な案件に関し、当該委員会の求めに応じて実質的協議等を行うこと。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項に関し、協議等を行うこと。</p>	全議員	議長

会派代表者会 議員立法審議会	(1) 議会運営委員会の所管事項中、重要案件に關し、当該委員会 の求めに応じて実質的協議等を行うこと。 (2) 前号に定めるもののほか、議長が協議等を必要と認めた事項 に關し、協議等を行うこと。	議長・副議長 会派代表者	議長
	(1) 市政の課題解決及び政策実現のための条例制定の原案作成を 行うこと。 (2) 前号に掲げる業務に係る調査及び研究を行うこと。	議員 全議員（全体会）  議員 派に属する議員  議長（全体会）	議長（議題提案を行った会 派に属する議員）  議長（全体会）



## 委員会提出議案第9号

### 平成27年7月31日付け宮崎地方検察庁の処分通知に対する審査申し立てに関する決議案

上記の議案を、次のとおり都城市議会会議規則（平成18年都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

宮崎地方検察庁は、平成27年7月31日付で本市議会が行った地方自治法違反とする告発について不起訴処分とした。

本件告発については、宮崎地方検察庁が事実を精査し、慎重な捜査を行っていたものとは思料するが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項及び第100条に基づく調査権を付託された新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別委員会への正当な理由なき証人の出頭拒否という厳然たる事実を前にして、嫌疑不十分との理由で不起訴処分とされたことについては、同条を規定した趣旨から鑑みても本委員会としては到底受け入れられるものではないとの判断に至った。

よって、検察審査会法（昭和23年法律第147号）第30条の規定により、本市議会として検察審査会への審査申し立てを行うことを求める。

なお、審査申し立てに係る手続きについては、議長に一任する。

平成27年12月1日

提出者 新燃岳降灰収集運搬業務詐欺事件等調査特別  
委員会委員長 黒木 優一

都城市議会議長 永山透様